## 議会事務局向け アンケート結果集計 (都道府県)

調査期間: 平成27年8月下旬から同年9月中旬まで

項番	番質問	回答						
<b>りり</b>		北海道	東京都	大阪府	福岡県			
1	第三者機関の設置時期に	三者機関の設置時期について						
	設置・施行した時期	平成21年7月議長決定 施行: 平成22年度 (第1回開催~7月)	設置:平成21年4月 施行:平成21年度	設置:平成19年10月1日 施行:平成19年度	設置:平成25年11月 施行:平成25年度			
2	第三者機関を設置する法的	内根拠について						
(1)	設置の法的根拠	条例, 要綱	東京都政務活動費の交付に関する条例	1:大阪府政務活動費の交付に関する条例 2:大阪府政務活動費の交付に関する規程 3:大阪府政務活動費検査等協議会設置要 網	福岡県議会政務活動費事前確認専門委員設置要綱			
(2)	議会の中での位置づけ	議長の調査の遂行の補佐	収支報告書及び領収書等の調査等に関 し、専門的見地からの意見を聴く。	議長の補佐機関	議長の補佐機関 (専門委員は議長が委嘱)			
3	第三者機関の構成について	<b>第三者機関の構成について</b>						
(1)	構成人数、構成メンバー	3名 (弁護士, 大学教授, 公認会計士各1名)	「3名以内の学識経験を有するもの」 ※現在は鵜川正樹公認会計士, 橋本勇弁 護士, 本田教義弁護士	5名 (学識委員2名(弁護士1名, 公認会計士1 名), 議員委員3名)	2名 (弁護士1名, 公認会計士1名)			
(2)	構成メンバーの任期	2年 (再任を妨げない)	2年	学識委員:2年 議員委員:特に定めなし	2年間			
(3)	サポートする事務局の職員数	6名 (兼務含む)	6名	4名	5名 (係長を含む, 予備確認を実施)			
(4)	運営にかかる年間経費	450,760円 (H26年度実績) ※3名の委員の報賞費 440,000円, 交通費 10,760円	2,433,600円 (H27年度予算) ※13,400円×36時間×3名 + 13,700円× 24時間×3名(委員に支払う謝金として)	71,320円 (平成26年度) ※学識委員2名の日当68,400円, 交通費 2,920円	1,516,320円 (平成26年度委託実績) ※専門委員とは委託契約を締結している。 ⇒委託単価は14,040円/時間			

項番	質問	回答			
- 供留		北海道	東京都	大阪府	福岡県
4	政務活動費の支出のチェッ	ク方法について			
(1)	チェックする頻度, タイミン グ	4か月ごとに収支報告書が提出され、公開されるまでの間にチェックする。	<ul><li>・収支報告書の提出時</li><li>・四半期毎の収支状況報告書提出時</li></ul>	年2回程度 (4月~9月分を1月頃、10月~3月分を6月 頃に実施)	収支報告書提出前に年2回〜4回 (時期は秋口から年度末の間)
(2)	チェックの方法・手段	  ただし,チェックする議員を選ぶという形で   抽出する方法をとっている	収支状況報告書, 領収書等による抽出検査を行う。 ※約3万件の資料から40~50件程度の資料を抽出している。	等の写しを抽出により検査する。 抽出する部分は、学識委員がチェックした いと指摘した部分である。突出して金額が	議長への提出書類となっている領収書等の全ての資料をチェックする。 (専門委員からの質問事項等は、各会派の経理責任者or事務局職員が該当議員に確認して回答)
(3)	チェックの基準 (数値ミスだけか, 使途ま で調べるか)	手引き等への合致を含め政務活動費に係 る考え方等について、専門的見地から調査 する。	条例の使途基準や手引きに則した支出と なっているか。	使途基準(手引き等)に合致しているか。 ※計算ミスや記載ミスのチェックは、事務局 職員が実施(全会派・全議員分)	事務処理要領(使途基準)に合致しているか。 (按分計算等は事務局が実施)
(4)	認められた調査権限	委員の権限について、特段定めているものはないが、調査の中で求めがあれば、事務局から議員に連絡し、関連資料等の提出を求める場合もある。任意で議員には協力してもらっている。 協議会委員が直接議員から聞き取り調査を行ったことはないが、事務局が議員から聞き取りし、委員に報告する。	議長または会派に対する活動費に関する 指導及び助言をする。	設置要綱にて、以下の権限が認められている。 ・議長の求めに応じ必要な検査を実施する。 (追加資料を求めることも可能) ・必要に応じ学識委員が対面調査を実施する。(ただし、対面調査を実施した例はない)	調査権限はない。 (あくまで、各委員の専門知識を踏まえ、使 途基準との整合性について意見や質問を 行うことを通して透明性の確保を図るという もの)

項番	質問	回答						
快田	具 问 	北海道	東京都	大阪府	福岡県			
(5)	チェック後の是正のされ方	・協議会委員の意見・助言等は、議長から 議員に伝え、議員が自主的に整理する。 ・収支報告の修正という事で政務調査費が 戻されるのであって、「返還」という形式では ない。	具体的事例なし。	・検査等協議会は、検査結果を議長に報告する。 ・議長は、検査の結果、必要があると認められるときは、会派または議員に対し、収支報告書の内容を是正すべきことを勧告することができる。	専門的な知識を有した第三者の指摘に基づき、 ・議員が自主的に ・会派の経理責任者の調整により修正される例が大幅に増えた。 今年度より専門委員の意見を踏まえて、下記の提出を義務付けるよう要項を改定した。 ・海外等の視察報告書 ・各種広報誌等 ・領収書がない場合に提出する支払証明書につき、当該支払を裏付ける引き落とし通帳等の写し			
5	実績について							
(1)	チェックにより是正された 実績があるか	調査の結果、提出書類の整理を行う場合もあるが、返還手続きが発生したことはない。 助言内容に基づき、手引き、制度を改正する際の参考にする。その場でいろいろ意見をもらうので、議員に伝えると事実上改める場合もある。	返還例はあるが、第三者機関の指摘の影響を受けたものであるのか否かは不明である。	これまで是正例はない。	・是正状況:4の(5)参照 ・収支報告書提出前の事前確認を基本としているため、返還行為は発生しない。			
(2)	設置による効果	政務活動費の執行率と協議会設置が執行率に影響しているかどうかは不明。 効果はたぶんあると思う。	不明	使途基準に合致しているか等,議員等からの相談にも随時対応しており,政務活動費の適正な執行が確保されている。 ※執行率についてデータをとっていないので,執行率の変化は分からない。	《執行率》 有意な変化は特に認められない 《効果》 ・専門委員の指摘事項等は、全て各会派の 経理責任者に周知されること ・指摘等を受けた議員については個別の説 明が必要となること ⇒などの理由により、慎重な対応に繋がっ ている。			

項番	質問	回答			
		北海道	東京都	大阪府	福岡県
(3)	具体的な活動実績の紹介	第三者機関に持ち込む前に事務局で一度 チェックしているので、明らかにおかしい支 出について第三者機関でチェックされること はない。 第三者機関では、按分の考え方を議員に 確認することが主なチェック内容となる。 政党への委託費の内容についてもチェック しているのかについては、内容まで含めて チェックしているが、詳細については訴訟継 続中であるので、回答できない。	<del>-</del>	議員から相談されるのは、事務所費、駐車場の賃料、公共料金の抜分率をどのようにまるからいる内容のものが多い。	具体的に第三者機関が指摘したのは、 ①資料購入費で政務調査との関連が薄い 書籍の購入費が出されていた場合 ②懇親会費など政務活動へのフィードバックがない支出 ③事務所費について政務活動以外の用途 に使用されることがあるもの などである。

項番	質問	回答			
		北海道	東京都	大阪府	福岡県
6	その他				
(1)	市民・議会・議員からの評判	_	政務活動費の適正な執行に役立っている。	_	《議員から》 専門的な見地から経費の妥当性の判断を 受けることによる安心感の醸成につながっ ている。 《県民から》 専門委員の存在は好感をもたれているよう に感じる。 他県に関する報道を見た県民から制度批 判の連絡受けることもあるが、第三者機関 のことを説明すると評価の言葉をもらう。
(2)	課題や限界を感じる点	_	_	_	全件を専門委員が確認しているため、負担 が大きい。 (しかし、全件確認を見直す考えはない)
	備考	(地元オンブズマンの評価) とても機能しているとは思えない。政党への 調査委託費について何の疑問も持たなかっ たこと、問題のある支出を見逃していること (弁理士資格の予備校のDVD教材の購入 費用など)があった、議員が政務調査活動 専用と言えば、鵜呑みにしているような状況 である。	_	<u>-</u>	(地元オンブズマンの評価) 領収書の「名目」をチェックして、県民の批判を避けるための第三者機関に過ぎない。 不適切な本の購入で批判されると、本の題名がわからないような領収書を提出するなどしてくる。